

# 静岡県公立大学法人個人情報管理規則

令和 5 年 10 月 27 日 規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、静岡県公立大学法人（以下「本法人」という。）における個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除き、個人情報保護法において使用する用語の例による。

(個人情報の管理体制)

第 3 条 本法人における個人情報を適切に管理するため、本法人に個人情報総括保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置く。

(総括保護管理者)

第 4 条 個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）は、保有個人情報の取扱い及び情報システムの管理に関する業務に従事する教職員に、本規則の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、これを遵守させるために必要な業務を行う。

2 総括保護管理者は、事務局長をもって充てる。

(保護管理者)

第 5 条 個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）は、部局及び事務局各室等の個人情報の適切な管理の確保に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 個人情報ファイル簿の作成に関すること。
  - (2) 個人情報の取扱状況の記録に関すること。
  - (3) 情報システムにおける安全の確保等に関すること。
  - (4) 情報システム室等の安全管理に関すること。
  - (5) 個人番号又は特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域の明確化及びその区域における物理的な安全管理措置に関すること。
  - (6) 個人情報の提供に関すること。
  - (7) 個人情報の点検に関すること。
- 2 保護管理者は、個人情報を情報システムで取り扱う場合は、情報システムの管理者と連携して、その任に当たらなければならない。
- 3 保護管理者は、部局においては学部、短期大学部、研究科又は研究院の長を、事務局にあっては室長（分室長を含む。）をもって充てる。

(保護担当者)

第 6 条 個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）は、保護管理者を補佐する。

2 保護担当者は、前条の保護管理者の下に 1 人又は複数置き、当該保護管理者が指名する者をもって充てる。

(監査責任者)

第7条 本法人に、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、個人情報の管理の状況について監査する。
- 3 監査責任者は、監査室長をもって充てる。

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、教職員に対し個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

- 2 総括保護管理者は、情報システムの管理に関する業務に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施しなければならない。
- 4 保護管理者は、教職員に対し、総括保護管理者が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第9条 教職員は、個人情報保護法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(利用目的の特定)

第10条 教職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 教職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第11条 教職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 教職員が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第 12 条 教職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 13 条 教職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 教職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体の委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）  
（当該教職員と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）第 6 条で定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）第 9 条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 14 条 教職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 教職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場

合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 教職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮した内容とする。以下同じ。）に応じ、当該個人データにアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、当該者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 保護管理者は、前項の規定によりアクセス権限を有することになる者の職名・氏名を総括保護管理者に届け出るものとする。

3 アクセス権限を有しない者は、個人データにアクセスしてはならない。

4 アクセス権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 教職員は、業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

(1) 個人データの複製

(2) 個人データの送信

(3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(正確性の確保)

第17条 教職員は、保護管理者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(媒体の管理等)

第18条 教職員は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管し、施錠するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫に保管し、施錠しなければならない。

(廃棄等)

第 19 条 教職員は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(個人データの取扱状況の記録)

第 20 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(アクセス制御)

第 21 条 保護管理者は、情報システムで取り扱う個人データの秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備する（その定期又は随時の見直しを含む。）とともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第 22 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへのアクセス状況の記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、必要に応じてアクセス記録を分析できるための措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第 23 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへの不適切なアクセスを監視するため、必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第 24 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 25 条 保護管理者は、情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 26 条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消（常に最新の状態に保つことを含む。）、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける個人データの処理)

第 27 条 教職員は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合は、その対象を必要最小限に限り、かつ、処理終了後は、速やかに不要となった個人データを消去しなければならない。

2 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、随時に、消去の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化)

第 28 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

2 教職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する個人データについて、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行わなければならない。

(入力情報の照合等)

第 29 条 教職員は、情報システムで取り扱う個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データの内容の確認、既存の個人データとの照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第 30 条 保護管理者は、個人データの重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第 31 条 保護管理者は、情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第 32 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第 33 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 教職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第 34 条 教職員は、端末の使用に当たっては、個人データが第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 35 条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

(入退管理)

第 36 条 保護管理者は、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の教職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、個人データを記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定するとともに、パスワード等の取扱いに関する定めの整備及びその定期又は随時の見直しの実施、読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第 37 条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、情報システムの予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

(第三者提供の制限)

第 38 条 教職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体の委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該教職員と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 教職員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、施行規則第 11 条第 1 項から第 3 項までで定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 13 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う教職員の氏名及び住所並びに理事長の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして施行規則第 11 条第 4 項で定める事項

3 教職員は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、施行規則第 11 条第 1 項から第 3 項までで定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに理事長の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 教職員は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は理事長の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

6 教職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。



(外国にある第三者への提供の制限)

第 39 条 教職員は、個人情報保護法第 28 条に規定される外国にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第 4 章第 2 節の規定により教職員が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第 42 条第 1 項第 2 号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 教職員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、施行規則第 17 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 教職員は、個人データを外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、施行規則第 18 条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 40 条 教職員は、個人データを第三者（個人情報保護法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 42 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、施行規則第 19 条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則第 20 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 38 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 38 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 教職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則第 21 条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 41 条 教職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、施行規則第 22 条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 38 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 教職員は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、施行規則第 23 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の施行規則第 24 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 教職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則第 25 条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 42 条 教職員は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 38 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ施行規則第 26 条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が当該教職員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
  - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、施行規則第 17 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第 39 条第 3 項の規定は、前項の規定により教職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により教職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(苦情の処理)

第 43 条 教職員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(仮名加工情報の作成等)

第 44 条 教職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして施行規則第 31 条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 教職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第 32 条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 教職員は、第 11 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 10 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 14 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、

本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 教職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第17条及び第19条の規定は、適用しない。

6 教職員は、第38条第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第38条第4項中「前各項」とあるのは「第44条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第40条第1項ただし書中「第38条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第38条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第41条第1項ただし書中「第38条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第38条第4項各号のいずれか」とする。

7 教職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 教職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報及び仮名加工情報である個人データについては、第10条第2項、第49条及び第50条の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第45条 教職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第38条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第45条第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第43条、前条第7項及び第8項並びに個人情報保護法第23条から第25条までの規定は、教職員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と、個人情報保護法第23条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成、提供等)

第46条 本法人は、個人情報保護法第109条の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政

機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成することができる。

2 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合（本規則の規定に従う場合を含む。）
  - (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 教職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 5 保護管理者は、個人情報保護法第 109 条第 1 項及び第 115 条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第 112 条第 2 項第 7 号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに、総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第 47 条 総括保護管理者は、次の各号に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 前条第 5 項の報告をするとき
  - (2) 契約相手方が個人情報保護法第 120 条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき
- (委託先の監督)

第 48 条 保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先の選定の際に個人データの管理能力の確認を行う等の必要な措置を講ずるとともに、契約書に次に掲げる事項を明記し、委託先における責任者及び業務従事者の管理、実施体制並びに個人情報の管理の状況等の必要な事項について、書面により確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された業務に係る個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 3 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、必要に応じて調査を行う等により確認するものとする。
- 4 第2項の規定は、本学から個人データの取扱いに係る業務の委託を受けた者が受託した業務を他の者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする場合について準用する。この場合において、第2項中「保護管理者」とあるのは「受託者」と、「委託先」とあるのは「再委託先」と読み替えるものとする。
- 5 保護管理者は、前項の場合において、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先を通じて又は自ら第3項の措置を講ずるものとする。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を記載するものとする。
- 7 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

（事案の報告及び再発防止措置）

- 第49条 教職員は、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある事案又は兆候（以下「事案等」という。）を確認した場合には、直ちに個人データを管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、当該事案等が、外部からの不正アクセスや不正プログラムによるおそれがある場合において、当該端末等のネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
  - 3 保護管理者は、第1項の規定による報告を受けたときは、事案の内容等に応じて事案等の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案等が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案等の内容等について報告するものとする。
  - 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに理事長に報告するものとする。
  - 5 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして施行規則第7条各号のいずれかに該当するものが生じたときは、施行規則第8条の規定により、当

該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、本法人が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、施行規則第9条の規定により、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

6 保護管理者は、事案等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(公表等)

第50条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(監査)

第51条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、静岡県公立大学法人会計規則第57条に基づく内部監査を実施するものとする。

(点検)

第52条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第53条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(事務)

第54条 個人情報管理の事務に関する事務の総括は、事務局経営戦略部において処理する。

(補則)

第55条 この規則に定めるもののほか、本法人の保有個人情報の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年10月27日から施行する。

2 静岡県公立大学法人保有個人情報開示事務等取扱規則（令和4年2月9日規則第64号）は、廃止する。